

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
狭山市	令和元年度	地籍図三十七枚	令和三年
	令和二年度	地籍簿三冊	八月二十五日
		狭山第五十四地区（入間川の一部）	